

「税務署からのお知らせとお願い」

○ 「国税電子申告・納税システム (e-Tax)」利用のご案内

確定申告は、自宅や事務所などからインターネット等で申告や納税ができる「e-Tax (国税電子申告・納税システム)」を是非ご利用ください。また、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】では、個人の方の確定申告書等の作成ができる「確定申告書等作成コーナー」を開設しています。「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータは、直接 e-Tax に送信することもできます (事前準備が必要です)。申告書の作成には是非こちらをご利用ください。

また、税務署に来署されて作成する場合にも、パソコンを使って国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」と同様のシステムでの確定申告書作成を推進しています。

○ 平成 21 年分の確定申告書の受付及び納税は

所得税	2月16日(火)～3月15日(月)まで
贈与税	2月1日(月)～3月15日(月)まで
消費税(個人事業者)	1月4日(月)～3月31日(水)まで です。

3月に入りますと窓口が大変混み合いご迷惑をおかけすることもありますので、会員の皆様には、早期に決算書を作成し、申告書等の提出をなるべく2月中に済まされるようお願いします。

○ 納税は振替納税が便利です。

平成 21 年分の口座引き落としは、

所得税は平成 22 年 4 月 22 日 (木)

消費税は平成 22 年 4 月 27 日 (火) です。

※ 平成 21 年分の納付から振替納税を利用する場合は申告 (納付) 期限までに「**預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書**」を税務署に提出する必要があります。**預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書**の用紙は、「所得税申告書の手引き」または国税庁のホームページ (<http://www.nta.go.jp>) の「申告・納税手続」→「納税・納税証明書」の中にあります。

○ 鶴見税務署では、2月21日・2月28日の日曜日に確定申告書作成のアドバイス及び申告書の受付を行います。

当日は電話での相談及び窓口での納税は行っておりませんので、平日にお願いします。

※ 上記以外の土・日及び祝日は、執務を行っていません。

◆ 申告書の提出は郵送等でも受け付けています。(確定申告書の控えに受付印が必要な方は、控えと切手を貼付した返信用封筒を同封してください。)

◆ 4月上旬までの間、プレハブ設置のため、税務署の駐車場は利用できませんので、お車での来署はご遠慮ください。